

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○伊賀市体育施設条例 平成16年11月1日条例第254号</p>	<p>○伊賀市体育施設条例 平成16年11月1日条例第254号</p>
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>
<p>(名称及び位置)</p>	<p>(名称及び位置)</p>
<p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 上野運動公園野球場 伊賀市小田町317番地</p>	<p>(1) 上野運動公園野球場 伊賀市小田町317番地</p>
<p>(2) 上野運動公園競技場 伊賀市小田町470番地</p>	<p>(2) <u>上野運動公園プール</u> 伊賀市小田町393番地</p>
<p>(3) 上野運動公園スポーツセンター 伊賀市小田町467番地</p>	<p>(3) 上野運動公園競技場 伊賀市小田町470番地</p>
<p>(4) 上野運動公園テニスコート 伊賀市小田町580番地1</p>	<p>(4) 上野運動公園スポーツセンター 伊賀市小田町467番地</p>
<p>(5) 上野緑ヶ丘テニスコート 伊賀市緑ヶ丘本町4153番地</p>	<p>(5) 上野運動公園テニスコート 伊賀市小田町580番地1</p>
<p>(6) 伊賀上野武道館 伊賀市小田町524番地</p>	<p>(6) 上野緑ヶ丘テニスコート 伊賀市緑ヶ丘本町4153番地</p>
<p>(7) ゆめが丘テニスコート 伊賀市ゆめが丘七丁目13番地</p>	<p>(7) 伊賀上野武道館 伊賀市小田町524番地</p>
<p>(8) ゆめが丘多目的広場 伊賀市ゆめが丘六丁目6番地</p>	<p>(8) ゆめが丘テニスコート 伊賀市ゆめが丘七丁目13番地</p>
<p>(9) しらさぎ運動公園多目的グラウンド 伊賀市下友生3032番地</p>	<p>(9) ゆめが丘多目的広場 伊賀市ゆめが丘六丁目6番地</p>
<p>(10) しらさぎ運動公園屋外ゲートボール場 伊賀市下友生3032番地2</p>	<p>(10) しらさぎ運動公園多目的グラウンド 伊賀市下友生3032番地</p>
<p>(11) しらさぎ運動公園管理棟 伊賀市下友生3032番地2</p>	<p>(11) しらさぎ運動公園屋外ゲートボール場 伊賀市下友生3032番地2</p>
<p>(12) 伊賀市民体育館 伊賀市緑ヶ丘東町920番地</p>	<p>(12) しらさぎ運動公園管理棟 伊賀市下友生3032番地2</p>
<p>(13) 伊賀市民弓道場 伊賀市緑ヶ丘東町1377番地1</p>	<p>(13) 伊賀市民体育館 伊賀市緑ヶ丘東町920番地</p>
<p>(14) 伊賀市民体育館管理棟 伊賀市緑ヶ丘東町920番地</p>	<p>(14) 伊賀市民弓道場 伊賀市緑ヶ丘東町1377番地1</p>
<p>(15) いがまちスポーツセンター 伊賀市愛田346番地</p>	<p>(15) 伊賀市民体育館管理棟 伊賀市緑ヶ丘東町920番地</p>
<p>(16) 島ヶ原運動広場 伊賀市島ヶ原4696番地6</p>	<p>(16) いがまちスポーツセンター 伊賀市愛田346番地</p>
<p>(17) 阿山第1運動公園 伊賀市川合3373番地1</p>	<p>(17) 島ヶ原運動広場 伊賀市島ヶ原4696番地6</p>
<p>(18) 阿山第2運動公園 伊賀市川合3376番地7</p>	<p>(18) 阿山第1運動公園 伊賀市川合3373番地1</p>
<p>(19) 青山北部公園運動施設 伊賀市阿保158番地</p>	<p>(19) 阿山第2運動公園 伊賀市川合3376番地7</p>
<p>(20) 青山テニスコート 伊賀市阿保1853番地1</p>	<p>(20) 青山北部公園運動施設 伊賀市阿保158番地</p>
<p>(21) 青山児童屋内運動場 伊賀市腰山354番地</p>	<p>(21) 青山テニスコート 伊賀市阿保1853番地1</p>
<p>(22) 青山グラウンド 伊賀市奥鹿野1988番地1</p>	<p>(22) 青山児童屋内運動場 伊賀市腰山354番地</p>
<p>(23) 青山高尾グラウンド 伊賀市高尾2505番地</p>	<p>(23) 青山グラウンド 伊賀市奥鹿野1988番地1</p>
<p>(24) 青山矢持グラウンド 伊賀市腰山354番地</p>	<p>(24) 青山高尾グラウンド 伊賀市高尾2505番地</p>
<p></p>	<p>(25) 青山矢持グラウンド 伊賀市腰山354番地</p>

- (25) 青山高尾体育館 伊賀市高尾2505番地
- (26) 大山田東グラウンド 伊賀市猿野1316番地
- (27) 大山田東体育館 伊賀市猿野1316番地
- (28) 阿山B&G海洋センター 伊賀市川合3376番地7
- (29) 阿山B&G海洋センター艇庫 伊賀市馬場1360番地2
- (30) 大山田B&G海洋センター 伊賀市平田3154番地
- (31) 大山田B&G海洋センター艇庫 伊賀市甲野2996番地
(管理)

第3条 前条第21号及び第23号から第25号までについては、市が直営する施設（以下「直営施設」という。）とし、同条中第1号から第20号まで、第22号及び第26号から第31号までについては、法人その他の団体であって、市長の指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理を行う施設（以下「指定管理施設」という。）とする。

（指定管理者が行う業務）

第4条から第17条まで （略）

別表第1（第10条関係）

伊賀市体育施設使用時間

施設名	使用時間	備考
上野運動公園野球場	午前6時から午後10時まで	
上野運動公園競技場	午前6時から午後5時まで	夏季期間は、午後7時まで
上野運動公園スポーツセンター	午前9時から午後10時まで	
上野運動公園テニスコート	午前9時から午後10時まで	
上野緑ヶ丘テニスコート	午前8時から午後5時まで	
伊賀上野武道館	午前9時から午後10時まで	

- (26) 青山高尾体育館 伊賀市高尾2505番地
- (27) 大山田東グラウンド 伊賀市猿野1316番地
- (28) 大山田東体育館 伊賀市猿野1316番地
- (29) 阿山B&G海洋センター 伊賀市川合3376番地7
- (30) 阿山B&G海洋センター艇庫 伊賀市馬場1360番地2
- (31) 大山田B&G海洋センター 伊賀市平田3154番地
- (32) 大山田B&G海洋センター艇庫 伊賀市甲野2996番地
(管理)

第3条 前条第22号及び第24号から第26号までについては、市が直営する施設（以下「直営施設」という。）とし、同条中第1号から第21号まで、第23号及び第27号から第32号までについては、法人その他の団体であって、市長の指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理を行う施設（以下「指定管理施設」という。）とする。

（指定管理者が行う業務）

第4条から第17条まで （略）

別表第1（第10条関係）

伊賀市体育施設使用時間

施設名	使用時間	備考
上野運動公園野球場	午前6時から午後10時まで	
上野運動公園プール	午前9時から午後5時まで	
上野運動公園競技場	午前6時から午後5時まで	夏季期間は、午後7時まで
上野運動公園スポーツセンター	午前9時から午後10時まで	
上野運動公園テニスコート	午前9時から午後10時まで	
上野緑ヶ丘テニスコート	午前8時から午後5時まで	
伊賀上野武道館	午前9時から午後10時まで	

ゆめが丘テニスコート	午前9時から午後9時まで	
ゆめが丘多目的広場	午前6時から午後9時まで	
しらさぎ運動公園多目的グラウンド	午前9時から午後10時まで	
しらさぎ運動公園屋外ゲートボール場	午前9時から午後5時まで	夏季期間は、午後7時まで
しらさぎ運動公園管理棟	午前9時から午後10時まで	
伊賀市民体育館	午前9時から午後10時まで	
伊賀市民弓道場	午前9時から午後10時まで	
伊賀市民体育館管理棟	午前9時から午後10時まで	
いがまちスポーツセンター	午前8時30分から午後10時まで	
島ヶ原運動広場	午前8時30分から午後5時まで	夏季期間は、午後7時まで
阿山第1運動公園	午前9時から午後10時まで	
阿山第2運動公園	午前9時から午後5時まで	夏季期間は、午後7時まで
青山北部公園運動施設	午前9時から午後10時まで	
青山テニスコート	午前9時から午後7時まで	
青山児童屋内運動場	午前9時から午後10時まで	
青山グラウンド	午前9時から午後10時まで	

ゆめが丘テニスコート	午前9時から午後9時まで	
ゆめが丘多目的広場	午前6時から午後9時まで	
しらさぎ運動公園多目的グラウンド	午前9時から午後10時まで	
しらさぎ運動公園屋外ゲートボール場	午前9時から午後5時まで	夏季期間は、午後7時まで
しらさぎ運動公園管理棟	午前9時から午後10時まで	
伊賀市民体育館	午前9時から午後10時まで	
伊賀市民弓道場	午前9時から午後10時まで	
伊賀市民体育館管理棟	午前9時から午後10時まで	
いがまちスポーツセンター	午前8時30分から午後10時まで	
島ヶ原運動広場	午前8時30分から午後5時まで	夏季期間は、午後7時まで
阿山第1運動公園	午前9時から午後10時まで	
阿山第2運動公園	午前9時から午後5時まで	夏季期間は、午後7時まで
青山北部公園運動施設	午前9時から午後10時まで	
青山テニスコート	午前9時から午後7時まで	
青山児童屋内運動場	午前9時から午後10時まで	
青山グラウンド	午前9時から午後10時まで	

青山高尾グラウンド	午前9時から午後10時まで	
青山矢持グラウンド	午前9時から午後10時まで	
青山高尾体育館	午前9時から午後10時まで	
大山田東グラウンド	午前9時から午後10時まで	
大山田東体育館	午前9時から午後10時まで	
阿山B&G海洋センター	午前9時から午後10時まで	
阿山B&G海洋センター艇庫	午前9時から午後5時まで	
大山田B&G海洋センター	午前9時から午後10時まで	
大山田B&G海洋センター艇庫	午前9時から午後5時まで	

備考

- 1 夏季期間とは、4月1日から9月30日までのことをいう。
- 2 夜間の使用については、照明設備を使用すること。

別表第2（第11条関係）

施設名	単位	金額（円）	備考
青山児童屋内運動場	1時間	210	
照明設備		310	
青山高尾グラウンド	1時間	210	
照明設備		310	
青山矢持グラウンド	1時間	210	
照明設備		310	
青山高尾体育館	1時間	210	
照明設備		310	

青山高尾グラウンド	午前9時から午後10時まで	
青山矢持グラウンド	午前9時から午後10時まで	
青山高尾体育館	午前9時から午後10時まで	
大山田東グラウンド	午前9時から午後10時まで	
大山田東体育館	午前9時から午後10時まで	
阿山B&G海洋センター	午前9時から午後10時まで	
阿山B&G海洋センター艇庫	午前9時から午後5時まで	
大山田B&G海洋センター	午前9時から午後10時まで	
大山田B&G海洋センター艇庫	午前9時から午後5時まで	

備考

- 1 夏季期間とは、4月1日から9月30日までのことをいう。
- 2 夜間の使用については、照明設備を使用すること。

別表第2（第11条関係）

施設名	単位	金額（円）	備考
青山児童屋内運動場	1時間	200	
照明設備		300	
青山高尾グラウンド	1時間	200	
照明設備		300	
青山矢持グラウンド	1時間	200	
照明設備		300	
青山高尾体育館	1時間	200	
照明設備		300	

備考

- 1 市外の者が使用する場合は、使用料を倍額とする（照明設備を除く。）。
ただし、伊賀地域大会等の使用など特に市長が認めた場合は、この限りでない。
- 2 施設を大会等の準備のために使用する場合は、使用料を半額とする（照明設備を除く。）。
- 3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 4 使用者の半数以上が中学生以下である場合は、使用料を半額とする（照明設備を除く。）。

別表第3（第11条関係）

施設名	区分	単位	金額（円）	備考	
上野運動公園野球場	グラウンド	入場料金を徴収しない場合	中学生以下	510	
			一般	1,020	
	ド	入場料金を徴収する場合	500円以下	50,930	
			501円以上 1,000円以下	71,300	
			1,001円以上	101,860	
			照明設備	1時間	
	本部棟		1時間	770	
		冷暖房	1室1時間	410	
	更衣室		1室1時間	310	
		冷暖房	1時間	410	
		シャワー	1人1回	110	
	放送室のみ			無料	
		冷暖房	1時間	110	

備考

- 1 市外の者が使用する場合は、使用料を倍額とする（照明設備を除く。）。
ただし、伊賀地域大会等の使用など特に市長が認めた場合は、この限りでない。
- 2 施設を大会等の準備のために使用する場合は、使用料を半額とする（照明設備を除く。）。
- 3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 4 使用者の半数以上が中学生以下である場合は、使用料を半額とする（照明設備を除く。）。

別表第3（第11条関係）

施設名	区分	単位	金額（円）	備考		
上野運動公園野球場	グラウンド	入場料金を徴収しない場合	中学生以下	500		
			一般	1,000		
	ド	入場料金を徴収する場合	500円以下	50,000		
			501円以上 1,000円以下	70,000		
			1,001円以上	100,000		
			照明設備	1時間		2基 1,000 4基 2,000 6基 3,000
	本部棟		1時間	750		
		冷暖房	1時間	400		
	更衣室		1室1時間	300		
		冷暖房	1時間	400		
		シャワー	1人1回	100		
	放送室のみ			無料		
		冷暖房	1時間	100		
	上野運動公園	個人使用	1人1回	乳幼児		50
				中学生以下		150

	冷暖房	1時間		410
	シャワー	1人1回		110
	放送室	1時間		無料
	冷暖房	1時間		110
上野運動公園スポーツセンター	和室	1時間	中学生以下	260
			一般	510
	冷暖房	1時間		410
	会議室	1時間	中学生以下	260
			一般	510
	冷暖房	1時間		410
上野運動公園テニスコート	テニスコート	1面1時間	中学生以下	360
			一般	770
	照明設備	1面1時間		310
	クラブハウス	1時間		310
	シャワー	1人1回		110
上野緑ヶ丘テニスコート	テニスコート	1面1時間	中学生以下	160
			一般	360
ゆめが丘テニスコート	テニスコート	1面1時間	中学生以下	360
			一般	770
	照明設備	1面1時間		310
伊賀上野武道館	柔道場	1面1時間	中学生以下	260
			一般	510
	照明設備	1面1時間		260
	剣道場	1面1時間	中学生以下	260
			一般	510
	照明設備	1面1時間		260

	冷暖房	1時間		400
	シャワー	1人1回		100
	放送室	1時間		無料
	冷暖房	1時間		100
上野運動公園スポーツセンター	和室	1時間	中学生以下	250
			一般	500
	冷暖房	1時間		400
	会議室	1時間	中学生以下	250
			一般	500
	冷暖房	1時間		400
上野運動公園テニスコート	テニスコート	1面1時間	中学生以下	350
			一般	750
	照明設備	1面1時間		300
	クラブハウス	1時間		300
	シャワー	1人1回		100
上野緑ヶ丘テニスコート	テニスコート	1面1時間	中学生以下	150
			一般	350
ゆめが丘テニスコート	テニスコート	1面1時間	中学生以下	350
			一般	750
	照明設備	1面1時間		300
伊賀上野武道館	柔道場	1時間	中学生以下	500
			一般	1,000
	照明設備	1時間		500
	剣道場	1時間	中学生以下	500
			一般	1,000
	照明設備	1時間		500

			間			
	会議室		1時間	中学生以下	260	
				一般	510	
	冷暖房		1時間		410	
ゆめが丘 多目的広 場	全面使用		1時間	中学生以下	510	
				一般	1,020	
	半面使用		1時間	中学生以下	260	
				一般	510	
	照明車		1台1時 間		1,020	
しらさぎ 運動公園 多目的グ ラウンド	屋内 グラ ウン ド	ゲートボ ール場 その他	1コート1時間	中学生以下	160	
				一般	310	
			1 / 3面使用1 時間	中学生以下	460	
				一般	920	
			2 / 3面使用1 時間	中学生以下	920	
				一般	1,840	
			全面使用1時間	中学生以下	1,380	
				一般	2,750	
		照明設備		1時間	20灯使用	260
				1時間	40灯使用	510
				1時間	60灯使用	770
				1時間	80灯使用	1,020
				1時間	100灯使用	1,280
				1時間	120灯使用	1,530
				1時間	140灯使用	1,790
			1時間	160灯使用	2,040	
			1時間	180灯使用	2,300	
			1時間	200灯使用	2,550	
			1時間	220灯使用	2,800	
		1時間	240灯使用	3,060		
しらさぎ	ゲー	1コート	1時間	中学生以下	160	

	会議室		1時間	中学生以下	250	
				一般	500	
	冷暖房		1時間		400	
ゆめが 丘多目 的広場	全面使用		1時間	中学生以下	500	
				一般	1,000	
	半面使用		1時間	中学生以下	250	
				一般	500	
	照明車		1台1時 間		1,000	
しらさ ぎ運動 公園多 目的グ ラウン ド	屋内 グラ ウン ド	ゲートボ ール場 その他	1コート1時間	中学生以下	150	
				一般	300	
			1 / 3面使用1 時間	中学生以下	450	
				一般	900	
			2 / 3面使用1 時間	中学生以下	900	
				一般	1,800	
			全面使用1時間	中学生以下	1,350	
				一般	2,700	
		照明設備		1時間	20灯使用	250
				1時間	40灯使用	500
				1時間	60灯使用	750
				1時間	80灯使用	1,000
				1時間	100灯使用	1,250
				1時間	120灯使用	1,500
				1時間	140灯使用	1,750
			1時間	160灯使用	2,000	
			1時間	180灯使用	2,250	
			1時間	200灯使用	2,500	
			1時間	220灯使用	2,750	
		1時間	240灯使用	3,000		
しらさ	ゲー	1コート	1時間	中学生以下	150	

運動公園 屋外ゲー トボール 場	トボ ール 場			一般	310	
しらさぎ 運動公園 管理棟	会議室 1	1 時間	中学生以下	260		
			一般	510		
	冷暖房	1 時間		410		
	会議室 2	1 時間	中学生以下	260		
			一般	510		
	冷暖房	1 時間		410		
伊賀市民 体育館	競技 場	入場料金を徴収 しない場合	全面 1 時 間	中学生以下	510	
				一般	1,020	
		半面 1 時 間	中学生以下	260		
			一般	510		
	入場料金を徴収 する場合	1 時間		20,370		
照明設備	1 時間	全面	1,530			
		半面	770			
伊賀市民 弓道場	団体	1 時間	中学生以下	510	団体は 10人以 上とす る。	
			一般	1,530		
	個人	1 時間		160		
照明設備	1 時間		310			
伊賀市民 体育館管 理棟	更衣 室	1 室 1 時 間		310		
		冷暖房	1 時間	410		
		シャワー	1 人 1 回	110		
いがまち スポーツ センター	グラ ウン ド	全面使用	1 時間	中学生以下	210	
				一般	410	
	半面使用	1 時間	中学生以下	110		
			一般	210		

ぎ運動 公園屋 外ゲー トボー ル場	トボ ール 場			一般	300	
しらさ ぎ運動 公園管 理棟	会議室 1	1 時間	中学生以下	250		
			一般	500		
	冷暖房	1 時間		400		
	会議室 2	1 時間	中学生以下	250		
			一般	500		
	冷暖房	1 時間		400		
伊賀市 民体育 館	競技 場	入場料金を徴収 しない場合	全面 1 時 間	中学生以下	500	
				一般	1,000	
		半面 1 時 間	中学生以下	250		
			一般	500		
	入場料金を徴収 する場合	1 時間		20,000		
照明設備	1 時間	全面	1,500			
		半面	750			
伊賀市 民弓道 場	団体	1 時間	中学生以下	500	団体は 10人以 上とす る。	
			一般	1,500		
	個人	1 時間		150		
照明設備	1 時間		300			
伊賀市 民体育 館管理 棟	更衣 室	1 室 1 時 間		300		
		冷暖房	1 時間	400		
		シャワー	1 人 1 回	100		
いがま ちスポ ーツセ ンター	グラ ウン ド	全面使用	1 時間	中学生以下	200	
				一般	400	
	半面使用	1 時間	中学生以下	100		
			一般	200		

		照明設備	1時間	28灯使用	1,230
				58灯使用	1,840
				71灯使用	2,040
				84灯使用	2,240
	テニスコート		1面1時間	中学生以下	360
				一般	770
		照明設備	1面1時間		310
	ゲートボール場		1面1時間	中学生以下	160
				一般	310
	健康ふれあいセンター	トレーニング室	1人1時間	中学生以下	110
				一般	210
		会議室	1時間	中学生以下	260
				一般	510
		シャワー室	1人1回		110
島ヶ原運動広場	グラウンド		1時間	中学生以下	210
				一般	410
阿山第1運動公園	グラウンド	全面使用	1時間	中学生以下	210
				一般	410
	ド	半面使用	1時間	中学生以下	110
				一般	210
		照明設備	1時間	4基	1,840
				6基	2,650
	テニスコート		1面1時間	中学生以下	360
				一般	770
		照明設備	1面1時間		310
	屋内ゲートボール場		1面1時間	中学生以下	160
				一般	310
		照明設備	1面1時間		510

		照明設備	1時間	28灯使用	1,200
				58灯使用	1,800
				71灯使用	2,000
				84灯使用	2,200
	テニスコート		1面1時間	中学生以下	350
				一般	750
		照明設備	1面1時間		300
	ゲートボール場		1面1時間	中学生以下	150
				一般	300
	健康ふれあいセンター	トレーニング室	1人1時間	中学生以下	100
				一般	200
		会議室	1時間	中学生以下	250
				一般	500
		シャワー室	1人1回		100
島ヶ原運動広場	グラウンド		1時間	中学生以下	200
				一般	400
阿山第1運動公園	グラウンド	全面使用	1時間	中学生以下	200
				一般	400
	ド	半面使用	1時間	中学生以下	100
				一般	200
		照明設備	1時間	4基	1,800
				6基	2,600
	テニスコート		1面1時間	中学生以下	350
				一般	750
		照明設備	1面1時間		300
	屋内ゲートボール場		1面1時間	中学生以下	150
				一般	300
		照明設備	1面1時間		500

		間		
阿山第2 運動公園	グラウンド	1時間	中学生以下	510
			一般	1,020
大山田東 グラウン ド	グラウンド	1時間	中学生以下	110
			一般	210
	照明設備	1時間		310
大山田東 体育館	体育館	1時間	中学生以下	110
			一般	210
	照明設備	1時間		310
青山テニ スコート	テニスコート	1面1時	中学生以下	360
		間	一般	770
青山グラ ウンド	グラ ウン ド	1時間	中学生以下	210
			一般	410
	半面使用	1時間	中学生以下	110
			一般	210
	照明設備	1時間	A陸上競技	2,550
			B野球	1,530
Cサッカー			1,530	
Dソフトボ ール			1,020	
B&G海 洋センタ ー(阿 山・大山 田共通)	体育館	1時間	中学生以下	510
			一般	1,020
	照明設備	1時間		1,530
	トレーニングルーム	1時間	中学生以下	510
一般			1,020	
ミーティングルーム	1時間		中学生以下	260

		間		
阿山第 2運動 公園	グラウンド	1時間	中学生以下	500
			一般	1,000
大山田 東グラ ウンド	グラウンド	1時間	中学生以下	100
			一般	200
	照明設備	1時間		300
大山田 東体育 館	体育館	1時間	中学生以下	100
			一般	200
	照明設備	1時間		300
青山テ ニスコ ート	テニスコート	1面1時	中学生以下	350
		間	一般	750
青山グ ラウン ド	グラウンド	1時間	中学生以下	200
			一般	400
	照明設備	1時間	A陸上競技	2,500
			B野球	1,500
			Cサッカー	1,500
			Dソフトボ ール	1,000
B&G 海洋セ ンター (阿 山・大山 田共通)	体育館	1時間	中学生以下	500
			一般	1,000
	照明設備	1時間		1,500
	トレーニングルーム	1時間	中学生以下	500
一般			1,000	
ミーティングルーム	1時間		中学生以下	250

			一般	510
艇庫	舟艇 1 艘	1 時間	中学生以下	260
			一般	510
プー ル	個人使用	1 人 1 回	乳幼児	50
			中学生以下	160
			一般	310
	専 用 使 用	平日午前	1 コース	770
		平日午後	1 コース	970
		平日夜間	1 コース	1,180
		休日午前	1 コース	970
		休日午後	1 コース	1,940
	休日夜間	1 コース	2,350	
	幼児用プー ル	1 区分	770	

備考

- 1 市外の者が使用する場合又は市外の者も対象となる大会及び講習会等で使用する場合は、利用料金を倍額とする（プール個人使用、照明設備、冷暖房を除く。）。ただし、伊賀地域大会等の使用など特に市長が認めた場合は、この限りでない。
- 2 施設を大会等の準備のために使用する場合は、利用料金を半額とする（照明設備、冷暖房を除く。）。
- 3 利用料金を10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。
- 4 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。また、1日に満たない場合も1日とみなす。
- 5 プール個人使用の1回とは、午前（午前9時～正午）、午後（午後1時～午後4時）、夜間（午後5時～午後10時）を区分単位とする。また、専用使用の区分は午前（午前9時～午後1時）、午後（午後1時～午後5時）、夜間（午後5時～午後10時）とする。
- 6 プール専用使用に係る時間枠外の利用料金は、直近区分の利用料金から1時間当たりの金額を算出し適用する。
- 7 休日とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

			一般	500
艇庫	舟艇 1 艘	1 時間	中学生以下	250
			一般	500
プー ル	個人使用	1 人 1 回	乳幼児	50
			中学生以下	150
			一般	300
	専 用 使 用	平日午前	1 コース	750
		平日午後	1 コース	950
		平日夜間	1 コース	1,150
		休日午前	1 コース	950
		休日午後	1 コース	1,900
	休日夜間	1 コース	2,300	
	幼児用プー ル	1 区分	750	

備考

- 1 市外の者が使用する場合又は市外の者も対象となる大会及び講習会等で使用する場合は、利用料金を倍額とする（プール個人使用、照明設備、冷暖房を除く。）。ただし、伊賀地域大会等の使用など特に市長が認めた場合は、この限りでない。
- 2 施設を大会等の準備のために使用する場合は、利用料金を半額とする（照明設備、冷暖房を除く。）。
- 3 利用料金を10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。
- 4 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。また、1日に満たない場合も1日とみなす。
- 5 プール個人使用の1回とは、午前（午前9時～正午）、午後（午後1時～午後4時）、夜間（午後5時～午後10時）を区分単位とする。また、専用使用の区分は午前（午前9時～午後1時）、午後（午後1時～午後5時）、夜間（午後5時～午後10時）とする。
- 6 プール専用使用に係る時間枠外の利用料金は、直近区分の利用料金から1時間当たりの金額を算出し適用する。
- 7 休日とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

8 阿山第1運動公園屋内ゲートボール場は、市内の者が身体障害者手帳又は療育手帳を提示した場合は、利用料金を半額とする。

9 ゆめが丘多目的広場の照明車を使用する場合は、使用日の3日前までに使用許可申請を行い、許可を受けなければならない。

8 阿山第1運動公園屋内ゲートボール場は、市内の者が身体障害者手帳又は療育手帳を提示した場合は、利用料金を半額とする。

9 ゆめが丘多目的広場の照明車を使用する場合は、使用日の3日前までに使用許可申請を行い、許可を受けなければならない。